

時とき 所ところ 内内容 対対象・定員 料料金 持持ち物  
申申し込み 問問い合わせ・申込先 Fファクス Eメール

## 弘前市物価高騰 生活支援臨時給付金について

### 弘前市物価高騰生活支援臨時給付金

**支給額** 1世帯あたり3万円

**対象世帯** 令和6年12月13日時点で、市に住民登録があり、世帯全員が令和6年度分の住民税均等割が非課税の世帯

※令和6年度住民税均等割が課税されている人に世帯全員が扶養されている場合を除く（市外に住んでいる課税者に扶養されている場合も含む）。

#### 支給方法

①前回給付金（令和5年度または令和6年度）支給済み世帯のうち、口座情報等を市で確認でき、世帯主や課税状況等に変化がない世帯

⇒前回給付金と同じ口座に振り込む旨や振込予定日等を記載した**通知書（緑色）**を2月上旬に発送します。通知書が届いた場合は、給付金を受け取るための手続きは不要です。なお、振込口座の変更を希望する場合は、通知書に記載された期日までにご連絡ください。

②上記①に該当しない世帯

- ・前回給付金受給時から世帯主が変更となった世帯
- ・前回給付金を代理受給した世帯
- ・税情報が確認できない人（令和6年1月2日以降の転入者）を含む世帯など

⇒対象と思われる世帯に、**確認書（赤色）**を2月中旬に送付します。内容を確認のうえ、対象要件に当て

る場合は、同封の返信用封筒で5月9日（金・当日消印有効）までに返送してください。

**注意事項** 市が確認書を受領した日から約3週間後に振り込みとなりますが、書類に不備がある場合は、振り込みまでさらに時間を要することがあります。

### 子ども加算分について

**支給額** 18歳以下の児童1人につき2万円

**対象世帯** 弘前市物価高騰生活支援臨時給付金対象世帯のうち以下の世帯

- ・平成18年4月2日以降に生まれた18歳以下の児童がいる世帯
- ・令和6年12月14日以降に生まれた新生児または別世帯だが税法上等の扶養をしている児童がいる世帯

**支給方法** 弘前市物価高騰生活支援臨時給付金に上乘せして支給します。

給付金の概要は、市ホームページに掲載しています。  
対象と思われるのに書類が届かない場合や、令和6年1月2日～12月12日までの間に、離婚・死別などにより世帯の状況に変化があった場合や確定申告の修正により住民税が非課税となった場合はご相談ください。



問生活福祉課給付金担当（☎40-0460）

市民の皆さんの意見を、市政に反映させるため、次の協議会委員を募集します。

事項を応募用紙に記入の上、持参、郵送かファクスまたはEメール（添付ファイルは2MB程度まで）で。  
①住所・氏名（ふりがな）・生年月日・性別・職業・電話番号・応募理由（志望動機や抱負、自己PRなど）  
②「歴史的・文化的資産を活用したまちづくり」をテーマとした小論文（800字以内）

※応募用紙の様式は自由ですが、参考様式を市のホームページに掲載しているほか、都市計画課、岩木・相馬各総合支所、各出張所で配布しています／応募用紙は返却しません。

**選考方法** 書類選考の上、結果を応募者全員に通知します。なお、委員に選任された人の氏名は委員名簿に記載し、市ホームページ等で公表します。

問都市計画課（市役所3階、〒036-8551、上白銀町1の1、☎34-3219、F35-3765、E toshikeikaku@city.hirosaki.lg.jp）

## 委員を募集します

### 弘前市歴史的風致維持向上計画推進協議会

先人から受け継いだ歴史的・文化的資産の維持・向上に努めるとともに、積極的な活用を図り、市民が誇りに思えるまち、来街者にとっても魅力あふれるまちにするための協議会です。

**応募資格** 市内在住の応募時点で18歳以上の市民（市の他の附属機関委員、市議会議員・市職員〈退職者を含む〉を除く）で、年2回程度、平日の日中に開催する会議に出席できる人

**募集人数** 2人

**任期** 委嘱の日から2年間

**報酬** 会議1回の出席につき、市の規定による報酬および交通費相当額を支給

**応募方法** 2月3日（月）～14日（金・必着）に、次の



## 意見を募集します

- パブリックコメント -

### 弘前市温暖化防止率先行動計画 （地方公共団体実行計画・区域施策編）（案）

2050年までにカーボンニュートラル実現を目指す「ゼロカーボンシティひろさき」を総合的に推進するために、本計画を策定します。

**募集期間** 2月3日（月）～28日（金・必着）

**資料閲覧場所** 環境課（市役所2階）、岩木総合支所総務課（賀田1丁目）、相馬総合支所民生課（五所字野沢）、市民課駅前分室（ヒロロ〈駅前町〉3階）、市民課城東分室（総合学習センター内、末広4丁目）、各出張所

※市民課駅前分室は土・日曜日と祝日も閲覧可／市ホームページからも閲覧可

**対次**の①～⑥のいずれかに該当する人

- ①市内に住所を有する人／②市内に事務所または事業所を有する個人や法人、その他団体など／③市内の事務所または事業所に勤務する人／④市内の学校に在学する人／⑤本市に対して納税義務を有する人または寄付を行う人／⑥本計画（案）に利害関係を有する人

次の計画の案がまとまりましたので、市民の皆さんから意見や提案を募集するため、パブリックコメント（意見公募手続き）を実施します。

**記載事項** 所定または任意の様式に、氏名（法人等の場合は名称および代表者氏名）、住所、在住・在学の区分（任意様式の場合は①～⑥のいずれか）、件名（任意様式のみ、「地方公共団体実行計画・区域施策編へ意見」など）を明記し、提出してください。

**提出方法** ①郵送…〒036-8551、上白銀町1の1、環境課宛て／②環境課へ持参（平日のみ）／③F 37-7271／④E kankyoku@city.hirosaki.lg.jp／⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函

※「わたしのアイデアポスト」は市役所総合案内所、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、市民課駅前分室、市民課城東分室、各出張所に設置

**その他** 記入漏れ等がある場合は意見として受け付けません／電話など口頭では受け付けません。

**意見の公表など** 寄せられた意見などは、計画策定の参考とするほか、後日集約し、個人情報を除き、対応状況を市ホームページで公表します／個別の回答は行いません。

問環境課廃棄物政策係（☎32-1969）

### 第2弾！

#### 「弘前お米とくらし応援券」の配布について



主食であるお米の消費が減少する中で、地元のお米の安定的な消費を促すとともに、物価高騰下における市民の家計負担の軽減を図るため今年も「弘前お米とくらし応援券」を配布します。

**内** 1人あたり3,000円分（1,000円券×3枚）

**対** 令和7年1月1日時点で弘前市の住民基本台帳に登録されている市民

**配布方法** 2月中旬から順次、世帯ごとに対象者分の応援券をまとめて配布

**利用期間** 2月20日（木）～12月31日（水）

**利用方法** 取扱店舗で1度の会計につき、青森県産米（1袋2kg以上の精米もしくは玄米または1商品3個以上入りのパックご飯）を購入する際に利用することができ、対象のお米と同一会計の食品や生活用品等の購入にも利用できます。

**対象のお米** まっしぐら、青天の霹靂、はれわたり

**取り扱い店舗** 応援券と同封する一覧表または市ホームページで確認を。

問第2弾！弘前お米とくらし応援券配布事業コールセンター（☎0120-516-771、平日の午前9時～午後6時）



### パートナーシップ宣誓制度を拡充しました

双方または一方が性的マイノリティのカップルが「パートナーシップ宣誓」を行い、その宣誓を市が証明する「弘前市パートナーシップ宣誓制度」をより利用しやすい制度とするため、制度内容を拡充しました。



#### ファミリーシップの導入

パートナーシップ宣誓をした人の親や子が、家族として日常生活において相互に支え合い、協力し合うことを約束した関係であることを市に届け出することで、「弘前市パートナーシップ宣誓書受領証」に親や子の氏名および生年月日を記載し、関係性をわかりやすくするもの

#### 住所要件の拡大

宣誓要件の一つである住所要件について、これまで宣誓する2人が弘前市に住所を有していることを要件としていたものを、いずれか一方が弘前市に住所を有しているまたは3カ月以内に市内への転入を予定していることで宣誓できることとしたもの

手続き方法や宣誓することで利用できる市のサービス等については、市ホームページに掲載しています。

問企画課（☎26-6349）

